



# 報 告 い ず み ぎ き

## 村作り五原則

- 一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
- 一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
- 一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
- 一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
- 一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

昭和54年9月5日発行

(第146号)

編集・泉崎村役場総務課

印刷・野木印刷所



### 〈第一分団小型ポンプの部〉

## ポンプ操法競技 大会で健闘

第四回白河地方消防操法競技大会は、八月四日埴町において、一市十一町村が参加して開催されました。

本村からは、小型ポンプの部に第一分団(太田川)ポンプ車の部に第三分団(宿館)が出場し小型ポンプの部が第六位、ポンプ車の部が第四位にそれぞれ入賞いたしました。

約一ヶ月間、連日早朝五時から訓練に励んできた選手の皆さん及び関係者各位のご苦勞に感謝申し上げます。

### 今月の納税

- 国民年金 - 第二期
- 9月29日までに納入してください。

## 9月号

# 戦没者の遺族 戦傷病者の皆さんへ

このたび戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部が改正され遺族年金等が増額となり又戦没者の妻並びに父母等に対する特別給付金の新規と再継続支給及び戦傷病者の妻に対する特別給付金の新規と再継続支給特別弔慰金支給法などの一部改正が行われましたその概要は次のとおりであります

(2) 第一款症の障害年金受給

権者が障害年金の支給事由である公務傷病又は勤務に関連する傷病によらないで死亡した場合に遺族に支給する平病死遺族年金の額が引き上げられました。

(3) 軍人軍属又は準軍属の死亡当時における配偶者等のうち昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し昭和二十八年七月三十一日まで再婚を解消している者について離婚(生別)によるものにあつては昭和四十年以後死別によるものにあつては昭和四十二年以後の法改正により戦没者等の遺族とされた者に対して遺族年金又は遺族給与金が支給され

者に特別給付金(額面二十万円)の国債)が支給されます。又継続分としては昭和四十四年改正法により戦傷病者等の妻に対する特別給付金(は号)の受給者で昭和四十八年四月一日前に当該障害年金等受給者が死亡したことにより昭和五十四年十月一日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有するに至つたものに特別給付金(額面六十万円)の国債)が支給されます。

(6) 昭和五十年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金等の受給権を有している者がなくなつたもの並びに旧陸海軍部内の判任文官の遺族が公務扶助料の受給権を有している者がなくなつたものに特別弔慰金(額面十二万円)の国債)が支給されます。

(7) 昭和四十八年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に戦傷病者等の妻となつた者に特別給付金(額面五万円)軽傷者は二万五千円)の国債)が支給されます。

いて傷病恩給等を受給している者の妻に特別給付金(額面三十万円)軽傷者は十五万円)の国債)が支給されます。

(8) 満洲青年移民であつた者の父母又は祖父母であつたことにより昭和五十四年十月一日において遺族給与金の受給権を取得した者に特別給付金(額面十万円)の国債)が支給されます。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正され支給範囲が拡大されました。改正法による特別弔慰金支給法の改正により新たに処遇の対象となる者は次のとおりです。

(1) 昭和十六年十二月八日以後に死亡した者の遺族(弔慰金の受給権を取得した者)

(2) 昭和五十年四月一日までに遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した者であつて同日において本人又は他の遺族が同一の死亡した者につき恩給法による公務扶助料遺族法による遺族年金等の受給権を有していたが同日以後これらの受給権を有する者がすべて失権し昭和五十四年四月一日において年金等の受給権がないもの。

## 戦没者の遺族に対する 特別弔慰金について

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正され支給範囲が拡大されました。改正法による特別弔慰金支給法の改正により新たに処遇の対象となる者は次のとおりです。

(1) 昭和十六年十二月八日以後に死亡した者の遺族(弔慰金の受給権を取得した者)

(2) 昭和五十年四月一日までに遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した者であつて同日において本人又は他の遺族が同一の死亡した者につき恩給法による公務扶助料遺族法による遺族年金等の受給権を有していたが同日以後これらの受給権を有する者がすべて失権し昭和五十四年四月一日において年金等の受給権がないもの。

(3) 並びに(5)から(8)についてこれらの支給を受けるためには該当される皆さんの請求が必要です。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正され支給範囲が拡大されました。改正法による特別弔慰金支給法の改正により新たに処遇の対象となる者は次のとおりです。

(1) 昭和十六年十二月八日以後に死亡した者の遺族(弔慰金の受給権を取得した者)

(2) 昭和五十年四月一日までに遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した者であつて同日において本人又は他の遺族が同一の死亡した者につき恩給法による公務扶助料遺族法による遺族年金等の受給権を有していたが同日以後これらの受給権を有する者がすべて失権し昭和五十四年四月一日において年金等の受給権がないもの。

### 9月18日(火)は

### 村議会議員一般選挙の

### 投票日です。

### 「就業構造基本調査」の実施について

就業構造基本調査は、国、地方公共団体などの雇用、失業対策をはじめ、諸施策立案のための基礎資料とする

ことを目的として、昭和三十二年一月以来三年ごとに行われてきましたが、最近の雇用情勢の変化により、本年十月一日現在で九回目の調査を行うこととしました。

この調査は、全国の全世帯を代表するように選び出された世帯に、ふだん住んでいる十五才以上の世帯員約九十方の方々を対象として行われます。

ふだん仕事をしている人には「ふだんしている仕事の状態」「仕事に対する希望意識」などを、仕事をしていない人には「就業に対する希望意識」などを調査し、全国民の就業、不就業の詳細な内容を、全国及び地域別に明らかにします。

九月下旬に、統計調査員



昭和54年 就業構造基本調査

が調査対象となった世帯をお訪ねして、調査票記入の依頼をしますので、調査の趣旨を御理解のうえ、御協力をお願いします。

### 新有権者感想文募集

#### 一、応募内容と標題

成人を迎えた者または迎える者の新有権者としての感想、または選挙を経験したことなどにより地方自治や国政への参加について感じたこと。

標題は、その内容にふさわしいものとする。

#### 二、字数

二、〇〇〇字以内(四〇〇字詰原稿用紙五枚以内)

#### 三、応募資格

昭和三十四年一月一日から昭和三十五年十二月三十一日までの間に生まれた者

#### 四、受付、締切期日

昭和五十四年九月一日(日)より受付開始、昭和五十四年十月三十一日(水)締切(当日消印有効)

#### 五、提出先

福島市杉妻町二の十六 福島県選挙管理委員会

#### 六、入選発表

昭和五十五年一月初旬本人に通知する

#### 七、賞

最優秀、入賞には自治大臣賞状、佳作には、財団法人明るい選挙推進協会会長賞状を授与し、併せて次の副賞を贈る。

最優秀(一篇) 五〇、〇〇円

入賞(五篇) 各三〇、〇〇円

佳作(若干) 各二〇、〇〇円

#### 八、応募上の注意

(一)応募者の住所、氏名(フリガナ)を付けること  
(二)性別、生年月日及び職業を原稿の末尾に明記すること。

(字数制限外)

(二)応募作品は未発表のものとする。

(三)応募原稿は返却しないものであること。

(四)入選作品の版權は主催者に属し、作品は明るい選挙推進運動のために自由に利用できるものとする。

(五)この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞、ラジオ、テレビ、町村の広報紙、その他)を記入すること。

### 後継者の皆さん、農業者年金に加入しましょう。

#### ●農業者年金とは

農業者年金に加入すると、加入者が老令になって、他の農家や自分の後継ぎに継

営移譲をした場合は経営移譲年金が六〇才から(六〇才後に経営移譲をしたときは経営移譲のときから終身支給されます。また経営移譲をしてもしなくても、六五才以後は農業者老令年金が支給されます。

①経営移譲年金の額は六五才以後は六〇才より六五才に支給される額の二〇分の一額となります。即ちこの額が農業者老令年金に計算されます。

●年金は早く加入するほど有利です。

農業者年金の給付を受けるには、加入資格のある人が加入してから六〇才に達する月の前月までに、保険料を一定期間以上納めることが必要です。農業者年金は二〇年間保険料を納めれば貰えるのだから四〇才になったときに加入すればよいとか、親に農地等の名義があるのだから、いずれその名義を貰ったときに加入すればよいと思ってる人も多いようです。しかし早く加入するほど有利ですので、二〇才以上の農業後継者はなるべく早く加入するようにしましょう。

●後継者の加入資格要件  
1 国民年金の被保険者であること。  
2 加入してから六〇才に達する月の前月までの期間が二〇年以上となる者であること。  
3 五〇才以上の農地等の経営主の直系専属(子や孤)で加入の申出の日まで引続き三年以上農業に従事しているものであること、その経営主から農

### 作ってみようペーパークラフト

日本専売公社ではたばこの空き箱によるペーパークラフトコンクールを次にやり実施しています。

#### ◎応募期限 54年10月末

#### ◎応募先 専売公社白河出張所

◎作品の大きさ 一m×一m×一m

#### ◎応募部門

「ベテラングループ」と「お楽しみグループ」(初心者向け)に分かれています。

「ベテラングループ」

「かき」「人形」「植物」

「乗物」「建造物」「その他」

(過去のコンクールに出品されたことのある方は、ベテラングループに)

「お楽しみグループ」「かき」「人形」「その他」

◎その他詳細については日本専売公社白河出張所(電話白河三二一六五)に問い合わせ下さい。

業後継者として指定されているものであること。  
●若い後継者のための安い保険料(特定保険料)  
1 三五才未満であること。  
2 通常保険料より三割程度安くしています。

●くわしい事は農業委員会又は農業協同組合におたづね下さい。

### 作ってみようペーパークラフト

(はじめて出品する方、および、はじめて作品を作られた方は、お楽しみグループに)

※たばこの空き箱、ファイルター等を主体に作られた作品は何でも出品できます。

◎コンクール  
(1)地区大会 54年11月17日、18日、2日間  
十字屋白河店4階催会場

(2)県大会 55年1月18日、23日

郡山西武デパート7階

◎優秀な作品は各種賞があります。なお作品は原則として制作者にお返しいたします。

◎その他詳細については日本専売公社白河出張所(電話白河三二一六五)に問い合わせ下さい。

◎その他詳細については日本専売公社白河出張所(電話白河三二一六五)に問い合わせ下さい。

◎その他詳細については日本専売公社白河出張所(電話白河三二一六五)に問い合わせ下さい。

◎その他詳細については日本専売公社白河出張所(電話白河三二一六五)に問い合わせ下さい。

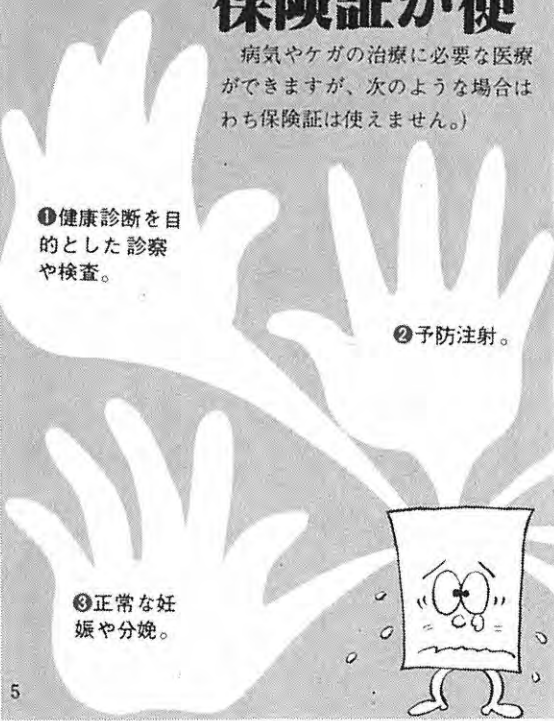
# かならず確認を

新しい保険証を受け取ったら、  
次のことがらを確認してください。



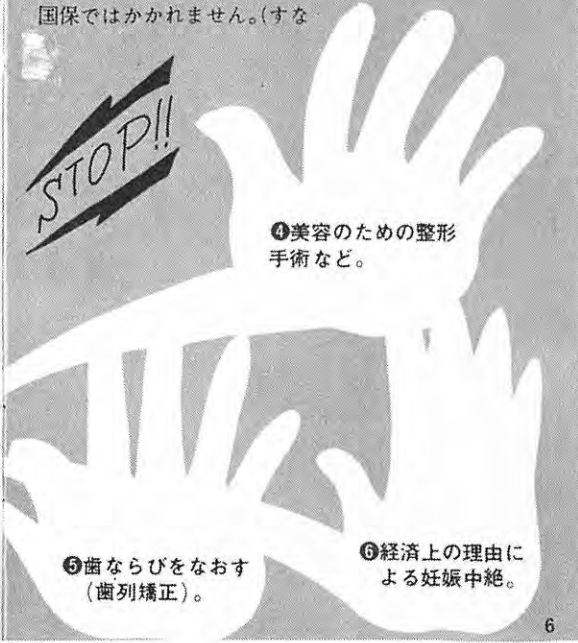
## 保険証が使

病気やケガの治療に必要な医療  
ができますが、次のような場合は  
わち保険証は使えません。



## えないとき

は、ふつう国保でみてもらうこと  
国保ではかかれません。(すな



公民館だより

図書 貸し出しの お知らせ!!

中央公民館内図書の貸し出し日が決まりました。

たくさん読んで心の豊かな毎日を過しましょう。

◎貸出日 毎週月曜と金曜 ◎時間 午前九時～午後三時(昼休みも貸し出します)

スポーツ少年団の活躍

バスケットボールは去る八月十一、十二日会津若松市で行われた県大会に県南代表として出場し女子は準優勝男子は第三位に入賞した。

八月二十一日に行われた中学校の球技大会では次のような成績で終了した。

- 女子、バレーボール 優勝 北平山太田川B

福島県総合体育大会 県民スポーツ大会出場

第三十二回標記大会が八月十九日に行われました。本村からも壮年ソフトボール家庭バレーボール、卓球、軟式テニスの四種目が出場しました。壮年ソフトボールが初勝利をおさめ、軟式テニスは初出場ながら2回戦進出と健闘しました。

準優勝 峠 第三位 踏瀬、北平山、太田川A

男子ソフトボール 優勝 峠 準優勝 関和久、高根 第三位 宿館A、踏瀬

八月二十二日には小学生スポーツ少年団の球技大会が第二小学校会場で行われ八つの班にわかれて試合を行った結果は次の通りである。

- 男子 ソフトボール 優勝 泉川、準優勝 関和久、第三位 原、峠 女子 フットベースボール 優勝 宿館 準優勝 泉川、第三位 瀬和房、峠

なおこの大会に本柳ストアから 優勝カップ、準優勝カップが寄贈され、穂積養一氏からは副賞としてボールペン百本が寄贈されたことは感謝にたえない。

お忙がしい所、長期にわたつての夜間の練習と本当にごくろうさまでした。選手の皆様方関係各位に深く感謝致します。今後とも本村の社会体育の振興に積極的な御指導御協力をお願い申し上げます。

早起き野球大会 七月一日に予戦を始め、試合はAブロック、Bブロック

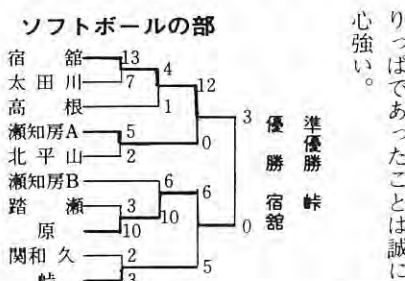
ク12チームに分けて行いました。途中グランド整備の為に中断しましたが各試合とも熱戦をくりひろげ無事八月八日終了しました。

結果は次のとおりです。 Aブロック 高根チーム6戦全勝 太田川チーム5勝1敗 Bブロック 瀬和房チーム4戦全勝 踏瀬チーム3勝1敗



在村高校生球技大会

去る八月十六日、中学校々庭で行われた高校生球技大会は在村高校生約二〇〇名が参加し盛会であった。地域対抗の成績は次の通りである。



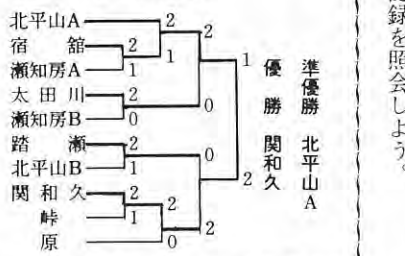
郷土編纂室資料だより 泉崎駅設置の経緯

東北本線は当初は白河より関和久中畑を通つて矢吹に至る線が計画された。

然し地元では、汽車が通るとその煤煙で稲穂が黒くなり米の値が落ちる、汽車の震動で稲の活着が悪くなる、それに機関車より吐き出す火の粉で藁葺屋根に飛び火して火事になると言うことで関平村民がむしろ旗を押し立てて猛反対した。

当局は止むなく現在のところを通すように変更された。川崎村としては泉崎に停車場の設置を強く要望し期成員を囑託してこれが実現を画り鳥峠泉崎共有林を売却して、その経費に充てた。

その甲斐あつて明治二十九年二月二十九日泉崎停車場が新設された。その当時の記録を照会しよう。



明治二十九年二月 泉崎停車場設置ニ係ル諸費 仕目録 西白河郡川崎村泉崎区 停車場設置諸費仕目録 一 金一六七四円一〇銭 但し是ハ鳥峠共有山林杉松雑木売払金 一 金三三七五銭 但し是ハ金五〇円貸付金 利子六ヶ月分 計一六一七円八五銭 一 金一四四二五五銭 土瓶フロン売払代及祝儀 金支払内訳(抜粋) 二三円一八銭 開業式章功木盃代 二二円八三銭八厘 開業式諸経費 二五円三〇銭 開業式折二五一個代 一〇四円一八七銭七厘 停車場敷地買上代 一〇〇円一二銭二厘 停車場設置ニ付横断道路 附替地代 其他

合計一六一八円五五銭六厘 右明治二十六年中ヨリ泉崎二停車場設置致度ヲ以テ其々準備セシ処昨明治二十八年二月泉崎区總會ニ於テ鳥峠泉崎共有山林ヲ売却シ其ノ収入金ヲ以テ設置運動ヲ

ナシ目的ヲ達スル事ニ協議一決シ期成委員ヲ設ケ区長区會議員ヲ補佐シ運動委員ニハ中目猪三郎、石射文五郎ノ両氏ヲ囑託シ遂ニ二十八年五月日本鉄道株式会社ノ許可スル処トナリ前記之費用ヲ以テ落成ヲ見ルニ至ル因テ諸費用ノ収支之確実ナルヲ認め一同署名捺印スル者也。

泉崎区長有賀吉太郎 副区長木村保之助 区會議員 荒井清左エ門 星 平藏 野崎兵之助 根本辰吉 星松次郎 本柳馬吉 本柳芳藏 小林忠七 尾股伊之助 穂積清次郎 土木課 小林金左エ門 室 未藏 期成委員 小林清吉 海上義藏 小林弥左エ門 中畑伊三郎 石塚忠右エ門 星兵左エ門 野崎市太郎 本柳興作 小林茂三郎 中野目浦吉 中野目茂平 前記精算ヲ確認候也 明治二十九年二月二十八日 西白河郡川崎村長 中目猪三郎

泉崎駅を設置した当時の村民の心構が世相を反映し対象的なのも面白い。文化財審議委員遠藤輝之助

# 税務署だより

## ◎青色申告のすすめ

毎日の取引を帳簿につけその帳簿に基づいて正確に所得や税額の申告をする人には、所得計算の面でいろいろ有利な取扱いが受けられる青色申告制度があります。

その主なものは、①所得金額から一律に十万円を控除できる「青色申告控除」②事業に従事している奥さんや子供さんに支払った給与が必要経費になる「青色専従者給与」③貸倒引当金や価格変動準備金などの引当金や準備金が必要経費になるなどの特典があります。

青色申告のできる人は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人ですが、青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の三月十五日まで「青色申告承認申請書」を税務署に提出しなければなりません。青色申告の帳簿は、現金出納帳などの簡単な帳簿、つもよいことになっています。帳簿のつけ方や決算のしかたなどで分からないとき

は、税務署にご相談ください。また、青色申告会や商工会などでも記帳の指導をしています。



## ◎お年寄り 障害者と税金

国では、お年寄りや心身障害者など社会的、経済的

に弱い立場にある人に対して、いろいろな施策を行っています。税金の面でもいろいろな特典を設けています。

### 〈お年寄りが受けられる特典〉

受けられる特典  
年令が六十五才以上で、所得が一千万以下のお年寄りは、  
○お年寄控除として所得金額から二十三万円が控除されます。

○国民年金や厚生年金、恩給などの公的年金を受けている人は、お年寄特別控除として、それらの収入金額から七十八万円を控除することができます。

また、七十才以上のお年寄りを扶養している人は、老人扶養控除として三十五万円（通常は二十九万円）を所得金額から控除できます。

### 〈心身障害者が受けられる特典〉

所得税では一人当り二十万円を所得金額から控除できる「障害者控除」が、相続税では障害者の税額控除が、また、物品税では身体障害者が自ら運転する小型乗用自動車には物品税がかからない、などの特典があります。



## おいわい

### おめでた

### おくやみ

田崎美和 敏昭  
泉崎字桧内九番地の一  
三村知央 文則  
謹んでお悔み  
申し上げます

### 結婚おめでとう

おめでとうございます  
大森茂三郎 八八才  
泉崎字下夏針二二番地  
中野目廣三 七七才

小針 隆男 踏瀬字長峯二  
末紀子 番地  
関和久字上町二二四番地  
鈴木文一 七六才

出産おめでとう  
おめでとうございます  
踏瀬字長峯四四番地  
酒井元一 六十才

お子様名 父名  
泉崎字桧内一八番地  
本柳新悟 春治  
泉崎字山ヶ入二六番地  
菊地寛子 文明

泉崎字山崎山三十番地  
中畑聡江 誠一郎  
北平山字堂ノ下二七番地  
菊地清之 六十才

関和久字瀬知房一四番地

